1 漁業近代化資金

(貸付利率は令和7年8月19日現在)

	次の1~8号に掲げる事業(別表参照)
融資対象事業	1・2号 漁船
	3 号 漁船漁具保管修理施設等の漁業用施設
	4 号 水産種苗生産用機具等の漁業用機具
	5 号 養殖いかだ等の漁具(母貝・核の取得を含む。)
	6 号 1年以上育成する水産動植物の種苗の購入又は育成
	7 号 漁村情報処理・通信施設等の漁村環境整備
	8 号 漁場改良造成施設、共同利用船舶、特定の漁家住宅等
借受資格者	漁業を営む個人及び法人、水産加工業を営む個人及び法人
	漁業協同組合、漁業協同組合連合会等
貸付利率	1 個人・法人
	(1) 2 号 2.00%
	(2) (1)以外のもの 2.00%
	2 漁協・漁連等 2.00%
	(金利は随時変動しますので、最新の金利は漁政課にお問い合わせください。)
貸付限度額	個人及び法人 1,800 万円~3億6,000 万円(別表参照)
	漁業協同組合 12 億円
償還期限	5~20年以内(別表参照)
据置期間	2~3年以内(別表参照)
	事業費の 80%以内
111112	
その他	1 償還方法 元本均等償還
	2 取扱金融機関 漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会

相談窓口:愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

《借入手続き》

